**公益社団法人日本鍼灸師会　代議員選挙規則**

**第１章　総則**

（目的）

第１条　この規則は、公益社団法人日本鍼灸師会（以下「本会」という。）定款第７条第３項、同条第７項に基づき、代議員の選挙に関し、必要な事項を定める。

（代議員の定数）

第２条　代議員の定数は、選挙公示の日の３０日前の時点における正会員数に基づき、正会員数が２５人未満の選挙区は１人とし、それ以外の選挙区は５０で除した数（四捨五入）とする。

**第２章　選挙管理**

（選挙管理委員会）

第３条　代議員選挙の事務の管理は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。

　２　委員会の委員は３名以上５名以内とし、正会員の中から理事会の議決による指名に基づいて、会長が任命する。

　３　委員の任期は、会長が任命した年の１１月１日から２年後の１０月３１日までとする。

ただし、委員が任期途中で辞任したときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

　４　委員長は、委員の中から互選しなければならない。

　５　委員長は、委員会を代表し、その事務を総理する。

　６　委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

　７　委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

（選挙管理者）

第４条　委員会は、選挙区ごとにそれぞれ若干名の選挙管理者を委嘱し、その中から一人の選挙管理責任者を指名する。

　　 ２　選挙管理者は、委員会の委嘱に基づき、投票及び開票に関する事務の管理その他選挙に関する事務を行う。

　３　選挙管理者は、前項の事務を行うについて、委員会の指示に従う。

（兼職等の禁止）

第５条　委員会の委員及び選挙管理者は、候補者となり又はその選挙運動に関与することができない。

　２　会長、副会長、理事及び監事は、委員会の委員及び選挙管理者を兼ねることができない。

**第３章　選挙権及び被選挙権**

（選挙権）

第６条　選挙権は、選挙公示の日の３０日前において、本会に備えた正会員名簿に登録されている正会員がこれを有する。

（選挙権を有しない者）

第７条　前条に定める日から投票日（不在者投票にあっては当該投票が行われた日）までの間のいずれかの日において、正会員資格を失った者は、前条の規定にかかわらず選挙権を有しない。

（被選挙権）

第８条　被選挙権は、選挙公示の日の３０日前において、本会に備えた正会員名簿に登録されている正会員がこれを有する。

（被選挙権を有しない者）

第９条　前条に定める日から投票日（不在者投票にあっては当該投票が行われた日）までの間のいずれかの日において、正会員資格を失った者は、前条の規定にかかわらず被選挙権を有しない。

**第４章　選挙区**

（選挙区）

第１０条　代議員の選挙区は、都道府県の区域による。

　２　各選挙区の代議員の定数は、概ね各選挙区の正会員数を５０で除した数（四捨五入）とし、正会員数が２５人未満の選挙区については１名との基準に基づき、理事会において別に定める。

（投票区）

第１１条　前条第１項及び同条第２項により定められた一選挙区を一投票区とする。

　２　委員会は、必要があると認めるときは、選挙区の区域を分けて数投票区を設けることができる。

　３　前項の規定により投票区を設けたときは、委員会は公示しなければならない。

（開票区）

第１２条　第１０条第１項及び同条第２項の規定により定められた一選挙区を一開票区とする。

　２　委員会は、必要があると認めるときは、選挙区の区域を分けて数開票区を設けることができる。

　３　前項の規定により開票区を設けたときは、前条第３項の規定を準用する。

**第５章　選挙人名簿**

（選挙人名簿の作成）

第１３条　委員会は、選挙公示の日の３０日前における正会員名簿に基づき、選挙区ごとに、選挙権を有する正会員の氏名及び住所を記載した選挙人名簿を作成しなければならない。

　２　委員会は、選挙人名簿に誤り又は第９条に該当する者があることを知ったときは、直ちにその記載を訂正しなければならない。

　３　選挙人名簿は、前項の場合を除き、その記載を変更することができない。

　 ４　選挙人名簿に記載された者であっても、選挙人名簿に記載されることができない者であるときは、投票することができない。

（選挙人名簿の送付）

第１４条　委員会は、投票の前日までに、選挙区ごとの選挙人名簿を、当該選挙区の選挙管理者に送付しなければならない。

**第６章　選挙期日**

（選挙期日）

第１５条　委員会は、投票の日時及び場所を定め、投票日の３０日前に選挙の公示をし、かつ、選挙権を有する正会員に公示した事項を通知しなければならない。

　２　前項の通知は、電磁的方法により行うことができる。

**第７章　投票**

（選挙の方法）

第１６条　選挙は、正会員の単記無記名投票によって行う。

　２　投票は、委員会が定めた日時及び場所において、所定の用紙に候補者の氏名を記載し、所定の投票箱に投函して行う。

　３　委員会は、前項の方法に代えて、又は前項の方法と併せて、郵便の方法による投票を実施することができる。

（投票の立会）

第１７条　投票所における投票に際しては、立会人２人以上が立会っていなければならない。

　　２　選挙管理責任者は、あらかじめ各投票区において選挙権を有する正会員の中から本人の承諾を得て、２人以上の立会人を選任し、投票日の前日までに本人に通知しなければならない。

　３　立会人で参会する者が、投票所を開くべき時期になっても２人に達しないとき又はその後２人に達しなくなったときは、選挙管理者（選挙管理責任者を含む。以下同じ）は、その投票区において選挙権を有する正会員の中から２人に達するまでの立会人を選任し、直ちにその旨を本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。ただし、その間は、選挙管理者の立会をもってこれに代えることができる。

　４　選挙管理者は、委員会の定めるところにより、立会人の氏名を委員会に通知しなければならない。

（投票所における投票）

第１８条　投票所は、委員会が指定した場所に設置する。

　２　委員会は、天災その他特別の事情があるときは、投票所を変更することができる。

　３　委員会は、前項の規定により投票所を変更したときは、直ちにその旨を公示し、かつ、当該選挙区の選挙責任者に通知しなければならない。

　４　選挙管理責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、これを選挙人に知らせるための適当な措置をとらなければならない。

（投票所の開閉時間）

第１９条　投票時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、委員会は、選挙人の投票の便宜のために必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻又は投票所を閉じる時刻を、それぞれ４時間以内の範囲内において繰り上げ又は繰り下げることができる。

（投票用紙の交付）

第２０条　選挙管理者は、委員会が定めた投票用紙を、投票所において選挙人に交付する。

　２　投票用紙は、紛失その他理由の如何を問わず再交付しない。

（不在者投票）

第２１条　選挙権を有する正会員が、やむを得ない用務又は事故のため、投票日に、自ら投票所に行き投票することができないときは、第１６条第２項の規定にかかわらず、不在者投票をすることができる。

　　　２　不在者投票は、投票日の５日前から前日までの各日の午前９時から午後５時までの間、委員会が定める不在者投票所において行う。ただし、上記５日間のうちに休日があるときは、その日は不在者投票の手続は行わない。

　 ３　委員会は、特に必要と認める場合に限り、前項の投票開始の時刻又は投票終了の時刻を、それぞれ４時間の範囲内において繰り上げ又は繰り下げることができる。

　４　不在者投票における投票は、委員会の定めるところにより、これを管理しなければならない。

（繰延投票）

第２２条　天災その他避けることのできない事故により投票を行うことができないときは、委員会は、当該投票区について更に期日を定めて投票を行わせなければならない。ただし、当選の結果に異動を及ぼさないことが明らかなときは、行わせないことができる。

２　前項本文の場合、委員会は、あらかじめ投票の日時及び場所を公示し、かつ、当該投票区において選挙権を有する正会員に通知しなければならない。

（郵便による投票）

第２３条　郵便による投票を行う場合には、選挙区の選挙管理責任者は、当該選挙区の選挙人に対し、候補者名簿及び投票用紙を送付しなければならない。

２　郵便による投票は、郵便投票と記載した所定の封筒に投票用紙を密封し、封筒裏面に氏名及び住所を記載して、投票日の前日の午後５時までに必着するよう委員会の定める郵送先気付で、当該選挙区の選挙管理責任者に郵送して行う。

３　前項の規定に違反したものは、投票と認めない。

４　選挙管理責任者は、第１項の投票を密封のまま保管し、当該選挙区の全投票と合わせて開票

する。

**第８章　開票**

（開票）

第２４条　開票は、投票日の当日に行う。

　２　選挙管理者は、投票時間が経過したときは投票を締め切り、開票所においてすみやかに開票する。

（開票の立会）

第２５条　開票に際しては、立会人２人以上が立会っていなければならない。

　２　第１７条第２項から第４項までの規定は、開票の立会人について準用する。

（開票所）

第２６条　第１８条の規定は、開票所について準用する。

（投票の無効）

第２７条　次の投票は無効とする。

　　　　(1)　所定の投票用紙によらないもの。

　　　　(2)　候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、敬称はこの限りではない。

　　　　(3)　候補者の何人かを確認し得ないもの。

（開票結果の通知）

第２８条　選挙管理責任者は、当該選挙区における投票及び開票の結果を記載した書面並びに投票を直ちに委員会に送付しなければならない。

**第９章　候補者**

（候補者）

第２９条　被選挙権を有する正会員は、代議員選挙に立候補し又は正会員より推薦されて、当該正会員が属する選挙区の候補者になることができる。

２　候補者になろうとする者は、選挙の公示の日から５日以内に、候補者届出書を各選挙区の選挙管理責任者に提出しなければならない。

（候補者の辞退）

第３０条　候補者となった者は、選挙の公示の日から２０日間を経過した後は、候補者を辞退することができない。

（委員会への通知）

第３１条　選挙管理責任者は、候補者の届出を受理したときは、その者の氏名及び住所を委員会に通知する。

　２　選挙管理責任者は、候補者となった者が候補者を辞退したときは、辞退した者の氏名及び住所を委員会に通知する。

３　前各項の通知は、電磁的方法によることができる。

**第１０章　当選人**

（当選者の決定）

第３２条　当該選挙区の代議員定数において充まで、有効投票の最多数を得た者から順次当選人とする。

　２　前項の当選人を定めるにあたり、得票数が同数である場合は、抽選によって当選者を決める。

（当選者の更正決定）

第３３条　第４３条の規定による異議の申出があった場合において審理の結果、再選挙を行わないで当選人を定めることができる場合においては、委員会は、直ちに当選人を決定しなければならない。

（無投票当選）

第３４条　代議員候補者の数が当該選挙区における代議員の定数を超えないときは、当該選挙区においては代議員選挙の投票を行わない。

　２　前項の場合、選挙管理責任者は、直ちにその旨を委員会に通知しなければならない。

　 ３　前各項の場合、委員会は、投票日時経過後直ちに当該候補者を当選人と決定しなければならない。

（無投票当選の特例）

第３５条　前条第１項の規定により無投票となった選挙区においては、第５章、第７章及び第８章の規定は適用しない。

（繰上当選）

第３６条　当選人が死亡若しくは被選挙権を有しなくなったときは、委員会は、直ちに次点者の繰上当選を決定しなければならない。

（当選人の公示等）

第３７条　当選人が定まったときは、選挙管理責任者は、直ちに当該選挙区の当選人の氏名、住所を委員会に報告しなければならない。

２　委員会は、当選者の氏名を直ちに公示し、かつ、当選人にこれを通知しなければならない。

（当選の効力の発生）

第３８条　当選人の当選の効力は、前条の規定による当選人の氏名の公示があった日から生じるものとする。

（当選人がいない場合等）

第３９条　当選人がないとき又は当選人が当該選挙区の代議員の定数に達しないときは、選挙管理責任者は、直ちにその旨を委員会に報告しなければならない。

　２　前項の報告があった場合、委員会は直ちにその旨を公示しなければならない。

（選挙無効等の場合）

第４０条　第４４条第１項の規定により当選に関する決定を変更したとき、又は第４４条第２項の規定により選挙の全部若しくは一部の無効を決定したときは、委員会は、その旨を公示しなければならない。

（再選挙）

第４１条　次の各号に掲げる事由の一が生じたときは、当該事由が生じた選挙区においてのみ再選挙を行う。

　　　　(1)　第２９条２項に定める期間内に当該選挙区で候補者の届出をした者がいないとき。

　　　　(2)　第２９条２項に定める期間経過後、候補者の辞退、死亡又は被選挙権の喪失により候補者を欠くに至ったとき。

　　　　(3)　第３６条に定める場合において次点者がいないとき。

　　　　(4)　第４３条の規定による異議の申出の結果、第４４条第１項の規定により当選に関する決定を変更したとき。

２　第４４条第２項の規定により選挙の全部の無効を決定したときは、全ての選挙区において再選挙を行う。ただし、第３３条の規定により当選者を定めることができるときは、この限りでない。

（一部無効による選挙のやり直し）

第４２条　第４３条の規定による異議の申出の結果、第４４条第２項の規定により選挙の一部の無効を決定したときは、委員会の定めるところにより、その選挙の一部のやり直しを行う。ただし、当選の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。

**第１１章　不服申立**

（異議の申出）

第４３条　当選の効力に関し不服のある候補者若しくは選挙の効力に関し不服のある候補者、又は選挙権を有する正会員は、当選決定の日から１０日以内に、文書をもって委員会に対して異議を申出ることができる。

（当選又は選挙無効の決定）

第４４条　当選の効力に関し異議の申出があった場合において、当選の結果に異動を及ぼす場合に限り、委員会は、当選に関する決定を変更しなければならない。

　２　選挙の効力に異議の申出があった場合において、選挙に関する規定に違反することがあるときは、選挙の結果に異動を及ぼす虞れがある場合に限り、委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

**第１２章　投票等の保管等**

（投票等の保管）

第４５条　委員会は、第１３条第１項に定める選挙人名簿及び第２８条の規定により送付を受けた書面並びに投票を、当該選挙にかかる代議員の任期間、保管しなければならない。

（選挙に関する公示）

第４６条　この規定における公示は、日本鍼灸師会事務所に文書を掲示して行う。

**第１３章　雑則**

(規則の変更)

第４７条　この規則の変更は、理事会の決議を経て行う。

**附則**

　１　この規則は、平成２２年５月１５日制定。

２　この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

**附則**

　１　この規則は、平成２５年６月２日一部改正。

**附則**

　１　この規則は、平成２７年１月２５日一部改正。

**附則**

　１　この規則は、平成２８年１１月１３日一部改正。

**附則**

　１　この規則は、平成３０年１１月１１日一部改正。